

**令和 7 年度 運営指導における主な指導事例**  
**(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する事項)**

1 運営基準

(1) 入退所について

【事例】

在宅復帰に係る検討会議が行われていない。また、記録がない。

ア 入居所が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、記録を残してください。

(2) サービスの提供の記録について

【事例】

服薬のサービス提供にあたり、服薬に関する情報がない。

ア サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項の記録を残してください。

(3) 施設サービス計画の作成

【事例】

施設サービス計画の内容について説明し、同意を得ていない。

ア 施設サービス計画を作成した際には、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得てください。

(4) 介護について

【事例】

入所者の体調等により入浴を実施できなかった際、代わりに清拭を行った記録がない。

ア 入所者の体調等により入浴が実施できない場合には、清拭を行い、その旨を記録に残してください。

(5) 口腔衛生の管理について

【事例】

定期的に入所者の口腔の健康状態に係る評価を実施していない。

ア 入所者毎に口腔の健康状態の評価を実施するとともに、月に1回評価を実施する体制を整えてください。また、評価を実施した際には、その旨を記録に残してください。

## (6) 勤務体制の確保等について

### 【事例】

ユニットリーダー研修を修了した職員数が不足している。

ア ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する必要があります。

※ 2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいとされています。

## 2 介護報酬

### (1) 日常生活継続支援加算について

#### 【事例】

要件を満たしていることを記録していない。

ア 要件を満たしていることを確認するとともに、記録を残してください。

- ・ 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。
- ・ 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。
- ・ 社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。

### (2) 生産性向上推進体制加算について

#### 【事例】

厚生労働省に報告していない。

ア 事業年度ごとに、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告してください。

### (3) 個別機能訓練加算について

#### 【事例】

機能訓練の実施の有無については記録が残されていたが、実施時間、訓練内容、担当者等の記録がない。

ア 機能訓練を実施した際は、実施時間、訓練内容、担当者等の記録を残してください。

#### (4) 栄養マネジメント強化加算について

##### 【事例】

入所者の食事の観察回数を記録していない。

ア 栄養ケア計画に従い、入所者の栄養管理をするための食事の観察を週3回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、施行を踏まえた食事の調整や姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施する必要があります。

#### (5) 口腔衛生管理加算について

##### 【事例】

当該加算にあたり、入所者又はその家族等からの同意を得ていることが確認できない。

ア 当該加算に係るサービス提供にあたっては、入所者又はその家族等に対し医療保険による実施の有無を確認するとともに、同意を得てください。

#### (6) 看取り介護加算について

##### 【事例】

看取りに関する職員研修の記録がない。

ア 看取りに関する職員研修を行ったことが確認できる記録を残してください。

#### (7) 褥瘡マネジメント加算について

##### 【事例】

褥瘡管理の内容等について記録が適切でない。

ア 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録を残してください。